特報1

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について

地域防災室

1 はじめに

令和７年２月の大船渡市林野火災等において、消防団は、被害状況の情報収集、住民への避難の呼びかけや避難誘導、消防隊と連携した消火など、懸命な活動に取り組んでいただきました。こうした大規模災害になればなるほど、地域に密着した消防団及び自主防災組織等の力が不可欠になる中、依然として減少が続く消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化、自主防災組織等の活性化等により、地域防災力の充実強化により一層取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和８年１月27日付け消防庁長官通知）を各都道府県知事及び各指定都市市長宛に発出しました。同通知では、各都道府県及び市町村において、地域防災力の充実強化に向けて重点的かつ強力に取り組んでいただきたい事項をお示ししており、本項においてはその概要をご紹介します。

2 大船渡市林野火災等を踏まえた消防団の体制強化

大船渡市林野火災においては、配備されている通信機器が不足していたことや、一部の地域が不感地帯であったために無線機や携帯電話が使用できず情報伝達に支障があった事例、水利確保が困難な山中等において、残火処理に有効な背負い式消火水のうが対応人員に比して相当数不足し対応できなかった事例が確認されたほか、長期間の活動となったことにより交代で対応する必要があったものの、経験が少ない等の理由から対応できる消防団員に限りがあった事例などが確認されました。

これらの事例を踏まえ、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和７年８月29日付け消防庁次長通知）のとおり、消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築や、火災対応に必要な資機材の整備の推進など、消防団の更なる体制強化を図ることが必要です。

（1）消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

現場の状況を迅速に情報伝達できる体制を構築するため、災害対応に必要な人員に応じてトランシーバー等の通信機器の配備を進めていただきたいこと。

また、電波が通じない状況も想定した対策が必要であるため、山間部など電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、当該地域にも対応した訓練を実施するほか、当該地域でも連絡手段を確保する観点から、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図っていただきたいこと。

（2）火災対応に必要な資機材の整備の推進

水利確保が必要な山中等において残火処理に有効な背負い式消火水のう、消火水のう用給水器といった資機材の整備など、消防団の災害対応能力の強化につながる装備の一層の充実を図っていただきたいこと。

（3）火災を想定した訓練等の実施

大規模火災発生時において円滑かつ適切な活動が行えるよう、地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練等を定期的に実施していただきたいこと。

（4）小型車両等の整備推進

「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）を踏まえ、狭隘な道路や悪路でも通行可能な機動性の高いオフロードバイクを含む小型車両の整備を推奨していること。

（5）ドローンを含めたデジタル技術の活用推進

令和６年能登半島地震に続き、今般の林野火災においても、消防団員の安全を確保しつつ、広範囲にわたった延焼状況等の情報収集を迅速に実施できるドローンの有効性が再確認されたところであり、消防団におけるドローンの活用を更に推進するとともに、消防団員のドローンの操縦技術の向上を図ることが必要であること。

このため、消防庁においては、消防団員の操縦技術の向上に向けて、全国の消防学校等において、ドローンの

操縦講習に加えて、ドローンから伝達された映像を消防庁映像共有システムで共有した捜索活動講習を実施予定であること。

さらに、消防団員の一等及び二等無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費について特別交付税措置が講じられていること。

（6）消防庁映像共有システムの積極的な活用

消防庁と地方公共団体とで災害現場の映像情報を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」について、「災害時における消防庁映像共有システムを通じた映像情報の共有について（通知）」（令和７年３月21日付け消防総第245号）のとおり、災害時においても適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、普段からの訓練等にも取り入れるなどの取組を積極的に実施していただきたいこと。

なお、消防団が本システムを活用できるよう速やかに投稿アカウントの配布を行っていただきたいこと。

（7）消防団拠点施設の耐震化の推進

「消防団拠点施設の適切な維持管理･更新について（通知）」（令和８年１月23日付け消防地第35号）のとおり、耐震診断・調査や耐震化が未実施の消防団拠点施設については、早急に耐震診断・調査を実施し、耐震化等を積極的に講じていただきたいこと。

消防団拠点施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられており、また耐震工事については緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

（8）水害・土砂災害の恐れがある消防団拠点施設の対策

水害・土砂災害時における消防団活動への影響を把握し、資機材の安全管理（高所保管など）や止水板の導入といった対策のほか、水害・土砂災害の危険性が高まった際に必要な措置（車両・資機材の事前退避など）の検討を実施するとともに、建替え時等においては、地域の実情に応じて、可能な限り水害・土砂災害の恐れがない区域への移設・設置を検討いただきたいこと。

（9）可搬消防ポンプを含む資機材の適切な維持管理・更新

消防団の資機材については､定期的な点検整備により、計画的な更新を行うことが重要であるため、「消防団が使用する可搬消防ポンプの適切な維持管理の徹底及び計画的な更新について」（令和７年３月24日付け消防地第298号）のとおり、可搬消防ポンプの定期的な点検整備の実施や､点検整備を行う消防団員に対する研修の実施、計画的な更新に努めていただきたいこと。

3 地域防災力の充実強化に向けた更なる取組

（1）報酬等の処遇改善の推進

消防団員の報酬等については、令和３年４月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、「団員」階級について標準額を定め、処遇改善を推進してきた結果、令和７年４月１日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が約９割となるなど、着実に改善が図られている。いまだ処遇改善に対応していない市町村については、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたいこと。

報酬及び費用弁償の団員個人への直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和４年８月９日付け消防地第471号）及び「消防団員の報酬等の直接支給の徹底等について」（令和７年８月８日付け消防地第615号）のとおり、基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正するとともに、消防団運営に必要な公務上の経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、各市町村において適切な予算措置を講じていただきたいこと。

（2）団員確保に向けた取組の実施

依然として消防団員数は減少が続いている中、消防団員の更なる確保に向けた取組の参考にしていただくため、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアルを積極的に活用いただきたいこと。

（3）負担軽減等の働き方改革の推進

消防団アプリケーションなどのデジタル技術の活用による事務効率化のほか、操法大会や訓練等の見直しによる消防団員の負担軽減、フラットに意見を出し合える雰囲気を醸成することや消防団員への研修等を通じた団員間の意識改革など、風通しの良い組織づくりを進めることが重要である。

特に、団員間の意識改革を進めるには、ハラスメント等に関する対策を講ずることが消防団運営や消防団のイメージアップを図る上で極めて重要であるため、消防団員間の積極的なコミュニケーションの促進やハラスメントに関する相談窓口の設置等、ハラスメントに係る通報や相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、ハラスメントを事前に防止するための対策を講ずるほか、ハ

ラスメントやコンプライアンス違反に係る事案が発生した場合には迅速かつ適切に対処いただきたいこと。

（4）企業・業界団体との連携強化

消防団員に占める被用者の割合が約７割と高まっていることを踏まえ、団員確保のためには、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力を得ることが不可欠である。

このため、都道府県及び市町村が密に連携しつつ、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいこと。

（5）大学・専門学校等との連携強化

学生消防団員数は増加傾向である一方で、消防団員に占める若年層の割合が減少傾向にあるため、将来の担い手である若年層の入団促進に積極的に取り組むことが重要である。

このため、学生の入団促進に当たっては、「学生消防団活動認証制度」の導入及び更なる活用を進めるとともに、大学等の事務局と連携して入団説明会等を実施すること等により、学生消防団員の確保に向けて取り組んでいただきたいこと。

また、地域における防災力を高めるためには、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していくことも重要であるため、学校等との連携を図りながら、消防団員等が参画した防災教育を積極的に行っていただきたいこと。その際には、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活用も積極的に検討いただきたいこと。

（6）女性の更なる活躍推進

消防団員の全体数が減少する一方で、女性消防団員数は令和７年４月１日時点で29,478人と年々増加しており、多岐にわたる消防団活動を踏まえると、女性の入団を更に進める必要がある。

このため、女性が幅広く活躍できる場を用意し、ＰＲを徹底することにより、女性の更なる入団促進に向け積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備や女性団員確保に向けた積極的な広報だけでなく、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する活動環境整備を進めていただきたいこと。

さらに、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設備についても重要であることから、これらの整備も進めていただきたいこと。なお、女性用トイレや更衣室の整備については、引き続き「緊急防災・減災事業債」の活用が可能であること。

（7）自主防災組織等の活性化

大船渡市林野火災では、平時の防災訓練が功を奏し、避難の呼びかけや避難に支援が必要な方の事前把握・サポートなどにより地域住民のスムーズな避難につながった事例があったことから、災害の際に適切に行動できるよう定期的な防災訓練の実施を働きかけていただきたいこと。また、防災士等多様な主体と連携した取組や女性の視点を反映させた取組など、自主防災組織の取組を把握いただくとともに、「自主防災組織等活性化推進事業」も活用し、当該取組を支援いただきたいこと。

なお、自主防災組織等が活動するために必要な初期消火資機材については、「緊急防災・減災事業債」等が活用可能であること。

4 おわりに

消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成26年法律第110号）の趣旨を踏まえ、各都道府県及び市町村と連携し、地域防災力の充実強化に向けた様々な取組を実施しているところです。今後発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害等に備えた消防・防災体制の強化が不可欠であるところ、引き続き、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織等の更なる充実強化に取り組んでまいりますので、各団体においても一層の取組をお願いします。

問合せ先
消防庁国民保護･防災部防災課　地域防災室
TEL: 03-5253-7561